

令和5年度第1回

青森市公設地方卸売市場取引委員会

資料

【目次】

令和6年公設地方卸売市場休開市日について

- ・ 青森市公設地方卸売市場における令和6年休開市日について

・・・P1

- ・ 令和6年青森市公設地方卸売市場休開市日（案）【花き部】

・・・P2

青森市公設地方卸売市場における令和6年休開市日について

1 休開市日の考え方

(1) 青森市公設地方卸売市場業務条例（抜粋）

- ① 日曜日（一月五日及び十二月二十七日から三十日までの日曜日を除く）、祝日、一月二日から四日まで及び十二月三十一日を除き、毎日開場するものとする。
- ② 特に必要があるときは、休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないことができる。

(2) 当市場における取引の実情

- ① 土曜日を休市とする。
- ② 月曜日から金曜日における祝日を臨時開市とする。

2 お盆時期及び年末について

お盆時期の8月15日（木）、16日（金）、17日（土）及び年末の12月29日（日）、30日（月）は、他市場の休業に伴い入荷量も少なく、市場業者の労働環境を勘案し臨時休市日とする。

令和6年青森市公設地方卸売市場休開市日(案)

花き部

営業日数 254 日 (昨年比▲1日)
特記事項

19 日

1 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

21 日

2 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

21 日

3 月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

22 日

4 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

23 日

5 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

20 日

6 月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

23 日

7 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

20 日

8 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

21 日

9 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

23 日

10 月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

21 日

11 月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

20 日

12 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

凡 は条例上の休市例 (72 日) ● は臨時休市 (54 日) ○ は臨時開市 (13 日)